

国内貿易消費者保護省
工業所有権保護局
(シリア・アラブ共和国)
(指定官庁又は選択官庁)

目 次

国内段階－概要	収録済
国内段階の手続	情報は現在準備中

指定（又は選択）官庁 SY	国内貿易消費者保護省 工業所有権保護局 (シリア・アラブ共和国) 国内段階に入るための要件の概要	概要 SY
国内段階に入るための期間	PCT第22条(3)に基づく期間：優先日から31箇月 PCT第39条(1)(b)に基づく期間：優先日から31箇月	
要求される国際出願の翻訳文の言語 ¹	アラビア語	
要求される翻訳文 ¹	PCT第22条に基づく場合：明細書・請求の範囲（補正された場合には、最初に提出したもの・補正されたものの双方、及びPCT第19条に基づく説明書）・図面の中の説明・要約 PCT第39条(1)に基づく場合：明細書・請求の範囲・図面の中の説明・要約（これらの要素のいずれかが補正された場合には、最初に提出したもの・国際予備審査報告の附属書により補正されたものの双方）	
国際出願の写しを要求されるか？	出願人が様式PCT/IB/308を受領しておらず国内官庁がPCT第20条に基づく国際出願の写しを国際事務局から受領していない場合にのみ、出願人は国際出願の写しを送付すべきである。これは出願人がPCT第23条(2)に基づく国内段階の早期開始の明示の請求をした場合が考えられる。	

[次頁に続く]

¹ PCT第22条若しくは第39条(1)に基づく期間内に提出又は支払をしなければならない。

S Y	国内貿易消費者保護省 工商業所有権保護局 (シリア・アラブ共和国) (続き)	S Y
国内手数料	通貨：シリア・ポンド (SYP)	
	特許：	
	出願手数料 ² ……………	SYP 5,000 (250) ³
	年金： ^{4,5}	
	－第2年度……………	SYP 5,500 (300) ³
	－第3年度……………	SYP 6,000 (350) ³
	審査手数料……………	SYP 20,000 (2,000) ³
	再審査手数料……………	SYP 10,000 (1,000) ³
	30頁を超える用紙の追加手数料：	
	31頁以降の各頁につき……………	SYP 50 (10) ³
	10個を超える請求の範囲の追加手数料：	
	11番目以降の各請求の範囲につき…	SYP 500 (250) ³
	実用新案：	
	出願手数料 ² ……………	SYP 4,000 (200) ³
	第2年度の年金……………	SYP 4,500 (250) ³
	第3年度の年金……………	SYP 5,000 (300) ³
	審査手数料……………	SYP 10,000 (1,000) ³
	再審査手数料……………	SYP 5,000 (500) ³
	30頁を超える用紙の追加手数料：	
	31頁以降の各頁につき……………	SYP 50 (10) ³
国内手数料の免除，減額又は払戻し	なし	
国内官庁の特別の要件 (PCT規則51の2) ⁶	出願人がシリア・アラブ共和国に居住していない場合には，代理人の選任 国際出願日の後に出願人の名義変更があった場合には国際出願の譲渡証書 国際出願の翻訳文1通	
誰が代理人として行為できるか？	国内官庁に登録されている弁理士若しくは特許代理人，又はシリア・アラブ共和国で登録されている代理人若しくは弁護士	
国内官庁は優先権の回復請求を認めるか (PCT規則49の3.2)？	認める。国内官庁は当該請求に「故意ではない」及び「相当な注意」の両方の基準を適用する。	

2 脚注1を参照。

3 括弧内の額は自然人による出願の場合に適用される。

4 この額は学生及び極小企業については90%減額される。

5 この額は小企業については50%減額される。

6 PCT第22条又は第39条(1)に基づく期間内に要件を満たさなかった場合，国内官庁は通知に定められた期間内に要件を満たすよう出願人に求める。